

2008年11月13日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

小児及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に関することに係る
個人情報を利用させること及び目的外に利用させること
に伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年10月31日付けで諮問（第355号）された小児及びひとり親家庭
等に係る医療費の助成に関することに係る個人情報を利用させること及び
目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次
のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することの合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 藤沢市ひとり親家庭等医療費助成制度の概要について

ひとり親家庭等医療費助成制度は、18歳までの子がいる父子家庭、母子家庭、養育者家庭（子を監護する父や母がいない等の家庭）に対し、保険診療の

自己負担分を助成する制度である。

児童扶養手当の規定と同様の所得制限があり、児童扶養手当受給者はその認定結果をもってひとり親家庭等医療費助成制度の資格認定としている。公的年金受給者や父子家庭等で児童扶養手当を受給していない世帯の場合は、医療費助成担当で資格認定を行う。

受給者には1月1日（新規申請者は取得日）から12月31日の有効期間で医療証を交付します。受給者に毎年現況届（児童扶養手当受給者はその現況届）を提出してもらい、所得判定等の資格判定を行い翌年分の更新をしている。

本市のひとり親家庭等医療費助成受給者数は毎年増加しており、平成20年9月末現在2,163世帯5,351人となっている。

このような中、ひとり親家庭等医療費助成業務について、的確に資格管理を行い迅速に、サービス提供する必要から、コンピュータによるシステム構築は不可欠であり、保健福祉総合システム導入時当初の平成7年から平成10年にかけてシステムを構築し現在に至っている。

(2) 諮問に至る経過

本市は、2007年10月から「ごみ処理有料化」を実施しているが、制度変更に伴い、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯を対象として、ごみ処理有料化の免除を実施している。

具体的な方法としては、環境事業センターから免除対象世帯に指定収集袋の引換券を送付し、対象者が市民センター、公民館、環境部の各施設において、引換券により指定収集袋を受け取る方法をとっている。このたび現行の対象を広げる形で、環境事業センターから子育て支援課で管理しているひとり親家庭等医療費助成の受給者情報を目的外利用したいと依頼があった。

子育て支援課で管理しているこれらの受給情報を目的外利用させることについて、本人等の同意を得ていないため条例第12条第4項及び第5項の規定に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(3) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

保健福祉総合システムで保有し、子育て支援課で管理しているひとり親家庭等医療費助成の受給者情報を目的外利用させることにより、ごみ処理有料化免除の対象となるこの医療費助成受給者に対し、漏れなく免除を適切かつ効率的に行えることから、保健福祉総合システムにより目的外に個人情報を利用させる必要性があると考えられるものである。

(4) 目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することについて

ごみ処理有料化免除の対象を拡大することは、対象者の利益に適うことであり、また、ひとり親家庭等医療費助成受給者のうち約9割が児童扶養手当受給者であり、すでに免除を受けていることから、通知をすれば、重複など

混乱を招くことが推測されるほか、通知すべき相手が多数であり、目的外のために利用をさせる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する。

なお、本人以外からの対象世帯の個人情報の収集及び目的外に利用することについて、指定収集袋の引換券の第1回目発送時にあわせて、環境事業センターが目的外に利用することについての事後の本人通知を同封する。

(5) 目的外に利用させる個人情報

現行は指定収集袋の引換券の発送を定期的に3, 7, 11月の年3回全受給者に対し実施しており、今回はこれに合わせて、ひとり親家庭等医療費助成受給者の住所または居所及び氏名、受給区分について、環境事業センターに対し、3月1日、7月1日、11月1日現在の保健福祉総合システムのデータを目的外に利用させるものである。

また、毎年3回の定期引換の間にひとり親家庭等医療費助成受給者の認定を受けた者を把握する必要があることから、当該認定を受けた者に係る上記事項について保健福祉総合システムの毎月1日現在のデータを目的外に利用させるものである。

(6) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

今回の免除対象者の抽出について、生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当を重複して受給している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理を行うことが必要と考える。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

ひとり親家庭等医療費助成受給者の、

- (ア) 住所または居所
- (イ) 対象者氏名
- (ウ) 受給区分（他の制度と区分するため）

ウ 処理サイクル

指定収集袋の引換券の発送を3, 7, 11月の年3回、全受給者に対し実施する予定で、これに合わせて上記イの項目の情報を提供する。なお、平成21年の4月以降年3回の定期引換の間にひとり親家庭等医療費助成受給者の認定を受けた者を把握する必要があるため当該認定を受けた者のリストを毎月提供する。

エ 出力物

- (ア) 対象者リスト（住所または居所、対象者氏名、受給区分）
- (イ) 宛名ラベル（郵便番号、住所または居所、対象者氏名）

(7) 安全対策及び日常的な処理体制

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築するため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別の受給データについてはコンピュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものではない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。このため、結合処理にはあたらない。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムのひとり親家庭等医療費助成台帳ファイルから必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

(8) 実施時期

2009年2月28日以降予定

(9) 添付資料

ア コンピュータ処理イメージ

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

保健福祉総合システムで保有し、子育て支援課で管理しているひとり親家庭等医療費助成の受給者情報を目的外利用させることにより、ごみ処理有料化免除の対象者となるこの医療費助成受給者に対し、漏れなく免除を適切かつ効率的に行うことができる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。ただし、個人情報取扱事務届出書については現状と合致していない部分が見受けられるため、早急に内容を検討し、現状と合致した変更届を提出することを条件とするものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

ごみ処理有料化免除の対象を拡大することは、対象者の利益に適うことであり、また、ひとり親家庭等医療費助成受給者のうち約9割が児童扶養手当受給者であり、すでに免除を受けていることから、通知をすれば、重複など混乱を招くことが推測されるほか、通知すべき相手が多数であり、目的外のために利用をさせる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

実施機関では、本人以外からの対象世帯の個人情報の収集及び目的外に利用することについて、指定収集袋の引換券の第1回目発送時にあわせて、環境事業センターが目的外に利用することについての事後の本人通知を同封することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

今回の免除対象者の抽出について、生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当を重複して受給している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理が必要不可欠である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築するため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別の受給データについてはコンピュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものではない。

対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。このため、結合処理にはあたらない。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムのひとり親家庭等医療費助成台帳ファイルから必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上